

答弁書第一八六号

内閣参質一八六第一八六号

平成二十六年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭 殿

参議院議員牧山ひろえ君提出患者申出療養（仮称）と国民皆保険に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員牧山ひろえ君提出患者申出療養（仮称）と国民皆保険に関する質問に対する答弁書

一について

我が国においては、必要かつ適切な医療は基本的に保険診療とする一方、将来的な保険適用を目指す高度な医療等については、一定の要件の下、安全性、有効性等を国において確認する等により、保険外併用療養費制度において、保険診療と保険外診療との併用を認めているところであり、お尋ねの「新制度」（以下「新制度」という。）の創設により、この考え方を変更するものではない。

二から四までについて

新制度においては、保険診療と保険外診療を併用して行うことについての安全性、有効性等を国において確認し、また、将来的な保険適用に向け、医療機関において実施計画を作成し、その内容を国において確認するとともに、実施状況等について報告を求めることとしている。これは、現行の保険外併用療養費制度の一つである先進医療と同様の仕組みであることから、「保険収載がごく形式的なものにとどまらない保証はあるのか」、「保険適用にしようとのインセンティブが、低下してしまう」及び「医療格差が生じる」との御指摘は当たらないと考えているが、将来的な保険適用につながるよう、新制度の詳細につい

ては、今後、検討してまいりたい。

なお、平成十八年四月から平成二十六年四月までに保険導入された医療技術は、一部保険導入されたものも含めて八十技術である。